

上野原市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客運送の確保及び旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、協議会を設置する。

(名称及び事務所)

第2条 協議会の名称は、上野原市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）とする。

2 協議会の事務所は、山梨県上野原市上野原3832番地上野原市役所内に置く。

(所掌事項)

第3条 協議会の所掌する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 形成計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 形成計画の実施に関し必要な協議に関する事項
- (3) 形成計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金に関する事項
- (5) 前4号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、役職により協議会の委員となった者の任期は、その職にある期間とする。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、委員の中から会長が指名する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(監事)

第7条 監事は、委員の中から会長が指名する。

2 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会の会議において報告しなければならない。

(会議の運営等)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、委任より代理者を出席させることができる。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 会議の会議録等は、原則として公開する。ただし、会議録等の記載内容のうち非公開としなければならない事項については、上野原市情報公開条例（平成17年上野原市条例第9号）の規定を準用する。

7 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務等)

第9条 協議会で協議が整った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

- 2 会長は、協議会で協議が整った事項について、運行回数又は運行時刻等の軽微な事項を変更することができる。この場合において、会長は、変更した事項を協議会へ報告するものとする。

(幹事会)

第10条 協議会に提案する事項について、協議又は調整を行うため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第11条 第3条各号に規定する事項について、専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の業務を処理するとともに、地域公共交通に関する問い合わせ等に対応するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、上野原市市民部生活環境課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費及び財務に関する事項)

第13条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第14条 委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

- 2 前項の報酬及び費用弁償の額、支給方法等については、上野原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年上野原市条例第54号)の規定を準用する。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成21年12月21日から施行する。
- 2 この規約の規定により最初に委員となった者の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則

この規約は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、公布の日から施行する。

附 則

この規約は、公布の日から施行する。

附 則

この規約は、公布の日から施行する。

附 則

この規約は、公布の日から施行する。

附 則

この規約は、公布の日から施行する。

附 則

この規約は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

No.	区分	団体等の名称	備考
1	法第6条第2項第1号の委員	上野原市	副市長
2	法第6条第2項第2号の委員	一般社団法人山梨県バス協会	専務理事
3		富士急山梨バス株式会社	代表取締役社長
4		山梨県タクシー協会	専務理事
5		市内タクシー事業者代表	有限会社島田交通
6		国土交通省関東地方整備局 甲府河川国道事務所	副所長
7		山梨県富士・東部建設事務所	所長
8		上野原市建設経済部	部長
9		法第6条第2項第3号の委員	国土交通省関東運輸局山梨運輸支局
10	山梨県リニア交通局交通政策課		交通政策課長
11	上野原警察署		交通課長
12	富士急山梨バス株式会社運転士代表		運転士
13	上野原市議会		文教厚生常任委員長
14	上野原市区長会		会長
15	上野原市社会福祉協議会		事務局長
16	上野原市老人クラブ連合会		
17	上野原市商工会		事務局長
18	山梨大学大学院		教授
19	市内公共交通利用者		
20	市内公共交通利用者		